

## 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設等に準ずる者の認定基準

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）における、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、町長は、障がい者を多数雇用する事業所や共同受注窓口等への本町からの発注を促進する措置を講ずることとし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約できるものに準ずる者（以下「準ずる者」という。）の認定に係る基準を次のとおり定める。

### 1 認定基準

町長は、次に掲げる者のうちから「準ずる者」を認定するものとする。ただし、公序良俗に反する事業を行うなど、事業者において認定にふさわしくない事実がある場合には、認定の対象としない。

- (1) 障害者優先調達推進法第2条第2項第3号に規定する施設（対象：特例子会社・重度障害者多数雇用事業所）
- (2) 障害者優先調達法第2条第3項に規定する在宅就業障害者（対象：在宅就業障害者）
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第74条の3第1項に規定する在宅就業支援（対象：在宅就業支援団体）
- (4) 物品等の調達を神奈川県内の障害者就労施設等にあっせんし、又は普通地方公共団体等と障害者就労施設等との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う共同受注窓口（対象：共同受注窓口）

### 2 認定方法

- (1) 認定を希望する事業者からの申請による。
- (2) 申請があった場合、町は、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴取したうえで、基準に照らして認定の可否を決定する。

### 3 認定事業所の適用範囲

当該認定事業者は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所に準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者とする。

### 4 基準運用開始日

平成27年6月1日